

【行財政改革・税制等に関する特別委員会】

(1) 審議概観

第144回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出1件であり、可決した。また、本委員会付託の請願3種類80件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

財政構造改革の推進に関する特別措置法の停止に関する法律案は、我が国の厳しい経済情勢を踏まえ、財政構造改革を推進するという基本的考え方を守りつつ、我が国の経済の回復を図るために、財政構造改革の推進に関する特別措置法の施行を停止しようとするものである。

委員会においては、12月11日、小渕内閣総理大臣並びに関係各大臣の出席を求め、財政構造改革法の制定・改正・凍結に至る経緯、バブル発生から崩壊に至る経済政策の反省、財政構造改革法凍結の意味と解除の条件等について質疑が行われた。

質疑終局後、財政構造改革の推進に関する特別措置法の廃止を内容とする修正案が提出された。次いで、討論の後、採決の結果、修正案は否決され、本法律案は、多数をもって、原案どおり可決された。

(2) 委員会経過

○平成10年11月27日（金）（第1回）

- 特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成10年12月9日（水）（第2回）

- 参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 財政構造改革の推進に関する特別措置法の停止に関する法律案（閣法第1号）（衆議院送付）について宮澤大蔵大臣から趣旨説明を聴いた後、井上国土庁長官、宮澤大蔵大臣、堺屋経済企画庁長官、関谷建設大臣、西田自治大臣、宮下厚生大臣及び参考人日本銀行総裁速水優君に対し質疑を行った。

国会移転

行革税制

○平成10年12月11日（金）（第3回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 財政構造改革の推進に関する特別措置法の停止に関する法律案（閣法第1号）（衆議院送付）について小渕内閣総理大臣、宮澤大蔵大臣、宮下厚生大臣、堺屋経済企画庁長官、有馬文部大臣、西田自治大臣、関谷建設大臣、太田総務庁長官、与謝野通商産業大臣、政府委員及び参考人石油公団総裁鎌田吉郎君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

(閣法第1号) 賛成会派 自民、公明、社民、自由、参院、二連
反対会派 民主、共産

- 請願第29号外79件を審査した。
- 行財政改革・税制等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

(3) 成立議案の要旨

財政構造改革の推進に関する特別措置法の停止に関する法律案（閣法第1号）

【要 旨】

本法律案は、我が国の厳しい経済情勢を踏まえ、財政構造改革を推進するという基本的考え方を守りつつ、我が国の経済の回復を図るため、財政構造改革の推進に関する特別措置法の施行を停止しようとするものであり、その内容は次のとおりである。

- 1 財政構造改革の推進に関する特別措置法は、別に法律で定める日までの間、その施行を停止する。
- 2 本法律は、公布の日から施行する。
- 3 財政構造改革の推進に関する特別措置法の再施行のために必要な措置については、本法律が施行された後の我が国の経済並びに国及び地方公共団体の財政の状況等を踏まえて講ずるものとする。

(4) 付託議案審議表

- ・内閣提出法律案（1件）

番 号	件 名	先 議 院	提 出 月 日	参 議 院			衆 議 院		
				委 員 会	委 員 会	本 会 議	委 員 会	委 員 会	本 会 議
1	財政構造改革の推進に関する特別措置法の停止に関する法律案	衆	10.11.27	10.12. 8 付 託 議 決 議 決 可 決	10.12.11 委 員 会 付 託 議 決 議 決 可 決	10.12.11 本 会 議 付 託 議 決 議 決 可 決	10.11.27 財 政 構 造 改 革 特 委 付 託 議 決 議 決 可 決	10.12. 8 衆 議 院 付 託 議 決 議 決 可 決	10.12. 8 本 会 議 付 託 議 決 議 決 可 決